

若者向け消費者啓発動画制作業務委託にかかる
公募型プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名
若者向け消費者啓発動画制作業務委託

2 契約期間
契約締結日から令和 9 年 2 月 15 日

3 公募期間
令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 8 月 21 日

4 選定した委託予定事業者
株式会社 ytv Nextry

5 学識経験者の意見を聴取する選定会議による審査結果

(1) 選定委員（五十音順 敬称略）

荒木 武文 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部運営委員
佐治 幸次郎 大津観光株式会社 専務取締役
高松 留美 大阪産業創造館 スタッフコンサルタント

(2) 選定会議開催日

令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）

(3) 選定基準

審査項目	審査内容	配点	
理解度	本業務の趣旨を理解した提案となっているか。	15 点	25 点
	消費者教育の重要性を正しく理解しているか。	10 点	
企画の妥当性（構成）	若年者が消費者被害を回避するために必要な要点をふまえ、動画作成に向けた構成（伝える順序や強調点等）が合理的に説明されているか。	15 点	15 点
企画の妥当性（訴求力）	大阪市消費者センターの認知度向上および相談行動につなげることに資する、訴求力のある演出や編集等の方針が、根拠とあわせて示されているか。	10 点	20 点
	若年者に関心をもって視聴してもらうための工夫についての考え方が具体的に示されているか。	5 点	
	提案に独自性があるか。また、それが、目的（理解促進および相談への誘導）との関係、実現可能な制作手法や体制と結びつけて説明されているか。	5 点	
スケジュール	提案した企画を実現できるスケジュールが計画されているか。	10 点	10 点
業務遂行力	映像制作の専門性、ノウハウを備え、充実した内容にし得る業務遂行力があるか。	10 点	20 点
	類似業務について豊富な実績を有しており、本事業の業務遂行力が認められるか。	10 点	
積算	所要経費の積算が妥当であるか。	10 点	10 点
合計		100 点	

(4) 審査を行った事業者（五十音順）

株式会社 EYEZEN
 株式会社 インセルアート
 株式会社 エキスプレス
 株式会社 エフ・クレスト
 株式会社 QLEA
 山陰中央テレビジョン放送 株式会社
 株式会社 テーク・ワン
 株式会社 東通インフィニティー
 株式会社 プンカ
 株式会社 バイ・コミュニケーションズ
 株式会社 毎日映画社大阪支社
 株式会社 ytv Nextry

全 12 者

(5) 審査の結果（選定委員の評価点の合計点）（合計点の高い順）

審査項目	C 社	I 社	E 社	H 社	B 社	G 社
理解度	62	61	56	56	53	53
企画の妥当性 （構成）	35	33	32	32	29	31
企画の妥当性 （訴求力）	44	45	43	40	41	40
スケジュール	21	21	21	21	21	21
業務遂行力	43	44	41	41	40	39
積算	21	21	20	19	21	20
合計	226 点	225 点	213 点	209 点	205 点	204 点

審査項目	L 社	D 社	J 社	F 社	A 社	M 社
理解度	52	52	50	51	49	44
企画の妥当性 （構成）	27	28	27	27	27	27
企画の妥当性 （訴求力）	41	39	39	38	34	35
スケジュール	21	21	21	21	20	21
業務遂行力	41	38	39	38	37	39
積算	20	20	19	19	19	20
合計	202 点	198 点	195 点	194 点	186 点	186 点